

【助成金交付申請書提出時チェックリスト】

項目		確認欄	チェック内容
申請要件等	対象建物		対象設備を導入する建物は登記されていますか。 (建物所有者が不明な建物に助成はできません。)
	申請時期		工事着工前の申請ですか。 (着工後の申請は受付できません。着工1ヶ月前～1週間前までに申請してください。申請期間は令和3年4月1日から令和4年2月28日までですが、予算額に達した場合は終了となります。また、令和4年3月18日までに区による現場検査・書類審査に合格したものに助成します。)
	工事費用		設備本体と設置(施工)費用を加えた工事費用は、税抜10万円以上(直管型LED照明器具は1万円以上、HEMSは5万円以上)ですか。 (工事費用が一定額に満たないものは対象外です。国・都から補助金が受けられる場合は、工事費用からその補助額を差し引いて助成金額を算定します。)
	過去受給確認		同じ建物、同じ対象設備で過去に本助成金を受けていませんか。 (同じ建物での同種の対象設備の申請は各1回のみです。)
A すべてに共通する 必要な書類	申請書 (様式あり)	申請者	申請者は、建物所有者(所有予定者)であること。 (申請者は建物所有者(所有予定者)です。建物所有者(所有予定者)が複数名いる場合は代表者の1名が申請者になります。その場合は、他の所有者から委任の意思を示す委任状が必要です。) 建物所有者が法人の場合は、法人の代表者名(代表者印)、管理組合の場合は理事長名(理事長印)を記入・押印してください。
		印	申請印は朱肉を使った印を押すこと。 (認印可です。申請から助成金の振込まで全て同じ印を使います。修正箇所がある場合は、二重線を引いたうえで、申請印を押してください。)
	製品カタログ		導入設備の形状・規格・型番が分かるもの。
	図面		施工・設置する場所が分かる平面図や立面図。
	見積書		申請者あて(フルネーム)で、内訳・型番・数量の記載があるもの。 (一式表記や、対象設備と設置・施工費用がまとめられているものは、別途内訳書を添付してください。)
	着工前の写真		撮影日入りで、建物全景と設置・施工予定箇所の写真。 (新築の場合は建築予定場所の写真を撮り、完了時に設置・施工直前の写真を提出します。)
B 対象設備の要件と 必要な書類	遮熱塗装		要件 : 熱交換塗料か日射反射率(全波長域)50%以上の高反射率塗料を使用して、屋根面全体または屋根面全体及び壁面全面を塗装すること。 書類 : (一財)日本塗料検査協会またはこれに準ずる第三者機関による、日射反射率が50%あることの性能証明
	建築物断熱改修		要件 : 断熱材(屋根・床・天井・壁)は、住宅金融支援機構が定める「フラット35s:断熱等性能等級4の技術基準」を満たすもの。窓ガラスについては、熱貫流率が「 $2.7w/m^2 \cdot K$ 以下」となるもの。それぞれ、部屋単位の改修を行うこと。 書類 : 断熱材の厚さまたは窓ガラスの熱貫流率が確認できる資料(カタログ等)
	直管型LED照明器具		要件 : 住宅(マンション共用部)に設置されている直管型蛍光灯を、直管型LED照明器具へ交換するもの。 書類 : 現状と比較し、消費電力が少ないことを証する資料(現状の照明器具や蛍光灯の消費電力が分かる写真等)
	太陽光発電システム		要件 : 申請者と電力会社の間に電力需給に関する契約が締結されること。モジュールがJET等認証機関の認証を受けているもの。工事費用が50万円/kw以下であること。最大出力10kw未満であること。 書類 : 助成要件確認票(要件に合致していることを示す資料)、太陽光パネルの割付図(モジュール枚数と配置が分かるもの)

B	太陽熱利用システム	要件：(一財)ベターリビングの優良住宅部品認定(BL認定)を受けていること。 書類：BL認定が分かる資料(ホームページ画面を印刷したもの等)	
	燃料電池発電給湯器(エネファーム)	要件：発電時に発生する熱を利用し給湯を行う定置用燃料電池装置で、一般社団法人燃料電池普及促進協会は補助対象機器として指定しているもの。*給湯器で本助成を受けたことがある場合は対象外 書類：低位発熱量基準が確認できる資料(カタログ等)	
	家庭用蓄電システム	要件：(一社)環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの。 書類：補助対象機器として指定されていることが分かる書類(ホームページ画面を印刷したもの等)	
	省エネルギー型小規模燃焼機器・空調機器・照明機器	要件：都が指定する中小企業向け省エネ促進税制の対象機器であること。 書類：対象機器と分かる書類(ホームページ画面を印刷したもの等)	
C 申請する方によって必要な書類	個人	納税確認書類	令和2年度分住民税納税(非課税)証明書または同意書(同意書は令和2年1月1日時点で墨田区に住民票がある方のみ)
		建物所有確認書類	建物登記事項証明書(発行3ヶ月以内) 最新の固定資産税納税通知書(申請者住所・氏名と建物概要) 固定資産(家屋)評価証明書(発行3ヶ月以内) のうち、いずれか1部 建物所有者が3名以上の場合は建物登記事項証明書を御提出してください。 新築の場合は、請負契約書一式のコピー(契約変更している場合は、変更後の契約書一式も必要です。建物登記完了後、建物全部登記事項証明書の提出が必要です。)
		委任状(様式あり)	建物所有者が2名以上の場合必要です。 (申請者以外の建物所有者(所有予定者)から申請者へ助成手続を委任する意思を示す書類です。)
		その他	住民税納税(非課税)証明書や建物登記事項証明書等に記載されている申請者の住所が現住所(申請書の住所)と異なる場合には、証明書に記載されている住所と現住所のつながりを示す書類(住民票など)が必要です。
	管理組合	管理規約	表紙・物件名・所在地・建物概要・共用部分の定義と範囲が分かる部分は必須です。
		理事長確認資料	申請者が管理組合の代表(理事長)であることが分かる資料(理事長選任の議事録等)
		議事録	対象設備の導入にあたって、理事会等で承認されたことが分かる資料
	法人	納税確認書類	令和2年法人住民税納税証明書(法人都民税納税証明書)
		法人確認書類	法人履歴事項全部証明書
		建物所有確認書類	建物登記事項証明書(発行3ヶ月以内) 最新の固定資産税納税通知書(申請者住所・氏名と建物概要) 固定資産(家屋)評価証明書(発行3ヶ月以内) のうち、いずれか1部

申請内容によって、記載のない書類をご提出いただくことがあります。
ご不明点等は以下へお問い合わせください。